

【会計】介護保険特別会計

基本施策7 高齢者が安心して暮らせるまちにします

3 款：地域支援事業費 3 項：包括支援事業・任意事業費 2 目：任意事業費

施策2 安心な老後を支える仕組みづくりに努めます

事業	4	その他支援事業
担当所属	高齢者福祉課	

【予算額・決算額】(円)

予算額	決算額	(財源内訳)				
		一般財源	国支出金	県支出金	地方債	その他特財
17,392,000	16,663,688	1,797,475	3,380,963	1,690,481	0	9,794,769

【決算額の節別内訳】(円)

11	需用費	3,893	12	役務費	23,649
13	委託料	16,636,146			

【実施計画の概要】

事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・配食サービス事業は、月曜日から金曜日までの週1回～5回、夕食を直接手渡しで宅配します。 ・成年後見制度利用支援事業は、精神上的障害により日常生活を営む上で支障があり、かつ、親族等の援助を受けられない方に対し、市長が成年後見等開始審判の請求を行います。 ・居宅介護支援、介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援者への住宅改修理由書作成を地域包括支援センターへの業務委託により実施します。
事業の目的	高齢者等が住み慣れた地域で在宅生活を継続することを支援します。
事業の効果	<p>【配食サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスを実施することにより高齢者の食生活の改善及び健康の増進、安否の確認を行うことができます。 <p>【成年後見制度利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生命、財産が不当な侵害から保護され地域における自立した生活を営むことができます。 <p>【住宅改修理由書作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活を継続することができます。

【事業の概要】

高齢者等の安否確認を兼ねた夕食の配食サービスを実施し、提供食数は16,258食でした。

精神上的障害により日常生活を営む上で支障があり、かつ、親族等の援助を受けられない方に対する成年後見等開始審判請求を実施し、申立件数は2件でした。

要介護・要支援者への住宅改修理由書作成を地域包括支援センターへの業務委託により実施し、作成件数は131件でした。

【活動指標・成果指標】

指標名	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度
配食サービス利用者数（年度末登録者数）	132 人	134 人	151 人
配食サービス提供食数	16,258 食	17,621 食	18,693 食
成年後見等開始審判請求件数	2 件	1 件	5 件
成年後見開始件数	2 件	2 件	4 件
住宅改修理由書作成件数	131 件	128 件	83 件